

居宅介護（介護予防）支援事業所重要事項説明書

1. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

| | |
|----------------|------------------------------|
| 事業所名 | 医療法人社団 佑樹会 居宅介護支援事業所 あゆみの里 |
| 介護保険事業所番号 | 1474001466 |
| 所在地 | 〒259-1116 神奈川県伊勢原市石田 1710 番地 |
| 管理者 | 柏沼 紀子 (かやぬま のりこ) |
| 連絡先 | 0463(92)5557 |
| 運営する法人 | 医療法人社団 佑樹会 |
| サービスを提供する実施地域※ | 伊勢原市・平塚市・厚木市 |

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

| 職種 | 人員 | 専従 | 兼務 | 職務内容 |
|-------------|----|----|----|-------------|
| 管理者 | 1名 | 0名 | 1名 | 介護支援専門員の管理等 |
| 介護支援専門員（常勤） | 3名 | 2名 | 1名 | 居宅介護支援の提供 |
| （非常勤） | 0名 | 0名 | 0名 | |

(3) 営業時間 毎週月曜日～金曜日 午前 9時00分～午後5時30分まで

※ (12月31日～1月3日は休業)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

2. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

| | |
|--------|--|
| 申し込み方法 | 電話・来訪等 |
| サービス提供 | 介護支援専門員が高齢者等の意思及び人格を尊重して福祉・保健医療サービス等のサービス事業者との連携を総合的かつ効果的に行い、利用者の立場にたって適切なサービスの提供を行います。 |
| サービス内容 | <ul style="list-style-type: none">(1) 居宅（介護予防）サービス計画の作成(2) 指定居宅（介護予防）サービス事業者等との連絡調整(3) 利用者等への情報提供<ul style="list-style-type: none">[指定居宅（介護予防）サービス事業者について・サービス内容・利用料金等](4) サービス担当者会議の開催または居宅介護（介護予防）サービス等の担当者に対する照会(5) 介護保険施設への紹介やその他の便宜 |

3. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護（要支援）認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

① 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合 ※10.70%（伊勢原市）を加算

要介護 1・2 11,620 円 要介護 3・4・5 15,097 円

② 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合 ※10.70%（伊勢原市）を加算

要介護 1・2 5,820 円 要介護 3・4・5 7,532 円

③ 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 3,210 円

入院時情報連携加算（I）1ヶ月につき 2,675 円

入院時情報連携加算（II）1ヶ月につき 2,140 円

退院・退所加算（I）イ 入院または入所期間中 1回を限度に 4,815 円

退院・退所加算（I）ロ 入院または入所期間中 1回を限度に 6,420 円

退院・退所加算（II）イ 入院または入所期間中 1回を限度に 6,420 円

退院・退所加算（II）ロ 入院または入所期間中 1回を限度に 8,025 円

退院・退所加算（III） 入院または入所期間中 1回を限度に 9,630 円

特定事業所加算（I） 1ヶ月につき 5,553 円

特定事業所加算（II） 1ヶ月につき 4,504 円

特定事業所加算（III） 1ヶ月につき 3,456 円

特定事業所加算（A） 1ヶ月につき 1,219 円

通院時情報連携加算 1か月に1回まで算定可能 535 円

(介護予防支援利用料)

① 介護予防ケアマネジメント費

要支援 1・2 共通 4,729 円

※地域包括支援センターから業務委託を受ける場合は上記①の 84%が支払われる為、
3,972 円 になります

② 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 3,210 円、委託連携加算 1ヶ月につき 3,210 円

交通費

前記 1 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方及び通常事業の実施地域を超える地域であっても交通費は徴収しません。

(2) 解約料

利用者等はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

電話、来訪等でお申し込みください。本事業所の介護支援専門員がお伺いします。

この際、介護支援専門員は身分証を携行して提示いたします。利用者等は介護保険被保険者証をご提示ください。契約の終結が完了後、サービスの提供を開始いたします。

(付属別紙2を参照してください)

(2) サービスの利用更新

サービスの提供期間は契約終結日から利用者の要介護（要支援）認定の有効期間満了日までとしますが、事業所との契約解除になるまで自動更新するものとします。

(3) サービスの利用終了

①利用者のご都合による終了

7日間以上の予告期間があれば解約可能です。この場合は、書面により解約の手続きをとることになりますのでご了承ください。

②本事業所の都合による終了

介護支援専門員その他の経営資源が減退し、事業を縮小する場合や利用者の遠方への転居に伴い、きめ細かいサービス提供が困難になった場合、指定取り消し等により利用者に対してサービスの提供が困難となった場合は解約とさせていただきます。

なお、この場合には、終了1ヶ月前までに書面で通知するとともに、該当地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

③事業所が運営規程等及び契約書に違反した場合

利用者は解約することが出来ます。

④利用者が運営規程等及び契約書に違反した場合

事業所及び介護支援専門員に対して契約をし難い背信行為を行い、信頼関係が破壊され、良質なサービス提供が困難となった場合は、その理由を明示して本事業所は即時解約が出来ることとします。

⑤自動終了

ア. 利用者が介護保健施設に入所した場合

イ. 利用者が医療機関に長期の入院が想定する場合

ウ. 利用者の要介護認定が要支援・自立（非該当）と認定された場合

※地域包括支援センターからの委託の場合を除く

エ. 利用者が死亡した場合

5. 秘密保持

事業者、介護支援専門員及び事業者の使用するものは、サービス提供をするうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

6. 個人情報の取り扱い

- (1) 事業者は、利用者の個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める個人情報保護に対する規定に従い対応します。なお、利用者の家族の個人情報に関しても同様です。
- (2) 利用者および、利用者の家族の個人情報を使用する期間は、サービス利用契約期間とします。

7. 虐待の防止について

当事業所は、虐待または虐待が疑われる不適切ケアの防止のための対策を検討する委員会を開催、及び虐待防止のための研修を定期的に実施しています（身体拘束等不適切ケア防止の為の対応も同様）。また、万一虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、下記の担当者より速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認を行います。

担当者：栢沼 紀子（カヤヌマ ノリコ） 資格：介護支援専門員

8. 身体拘束について

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- (2) 身体拘束を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

9. 本事業所の特徴

(1) 運営の方針

①基本理念

利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたち、また利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択と自己決定に基づき総合的かつ効率的にサービスを提供することで、利用者の生活に潤いが生まれるよう寄与することを基本とします。

②サービスの質向上のための方策

- ・本事業所の介護支援専門員には年4回の継続研修を実施します。
- ・採用時研修は採用後1ヶ月以内に実施します。

③事前の説明

法人パンフレット・事業所パンフレット・運営規程及び契約書及び重要事項説明書によりわかりやすく説明いたします。

*サービス利用の留意事項等

- ア. 担当する介護支援専門員は本事業所が選定しますので、特定の介護支援専門員を指定しての介護支援サービスの提供は行えないことがあります。
- イ. 担当する介護支援専門員の交代についても前記アと同様となります。
- ウ. 担当する介護支援専門員は利用者に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に伝えるよう依頼します。

10. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

・栢沼 紀子 [カヤヌマ ノリコ] 資格：介護支援専門員

役職：管理者

電話：0463 (92) 5557

・下室 光明 [シモムロ ミツアキ]

職名：事務長

電話：0463 (92) 5551

(2) 行政機関・その他苦情受付機関

・伊勢原市 長寿介護課 介護保険係

ご利用時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分 *土日・祝日・年末年始を除く

電話番号(直通)：0463-94-4722

住所：〒259-1188 伊勢原市田中 348 番地

・平塚市 介護保険課

ご利用時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分 *土日・祝日・年末年始を除く

電話番号(直通)：0463-21-8790

住所：〒254-8686 平塚市浅間町 9 番 1 号 本館 1 階

・厚木市 福祉部 介護福祉課介護給付係

ご利用時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分 *土日・祝日・年末年始を除く

電話番号(代表)：046-225-2240

住所：243-8511 厚木市中町 3-17-17

・神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係

ご利用時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 *土日・祝日・年末年始を除く

電話番号：045-329-3447

苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受付ける
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する。

11. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者様に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者様の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- (2) 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- (3) 当事業所は、利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

12. 業務継続計画（BCP）の策定及び研修・訓練の実施

- （1）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- （2）従業者に対し、業務継続計画を周知するとともに必要な研修及び訓練を年2回実施します。
- （3）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 公正中立なケアマネジメント

利用者やその家族は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について

- ・複数の事業所の紹介を介護支援専門員に求めることが出来ます。
- ・当該事業所をケアプランに位置付けた理由を、介護支援専門員に求めることが出来ます。

前 6か月間に作成したケアプランにおける各サービスの利用割合

| 期間 | 令和 6 年度 | 該当に○をする | 前期 | 3月～8月 | |
|-------------------------|---------|---------|-----|-------|-------|
| | | | ○ | 後期 | 9月～2月 |
| 過去6か月の期間における居宅サービス計画の総数 | | | 428 | | 件 |

訪問介護

| | | | |
|-------------------|---------------------------|------|---|
| 全体における訪問介護の計画数の割合 | 24.0 | % | |
| 事業所名 | 神奈川県高齢者生活協同組合 ケアステーションいたど | 35.9 | % |
| 事業所名 | 訪問介護ケアフルライフ | 15.5 | % |
| 事業所名 | 医療法人救友会 SMC ケアステーションいせはら | 11.6 | % |

通所介護

| | | | |
|-------------------|----------------------------------|------|---|
| 全体における通所介護の計画数の割合 | 11.0 | % | |
| 事業所名 | 神奈川県高齢者生活協同組合 ケアステーションいたど通所介護事業所 | 36.7 | % |
| 事業所名 | 株式会社ツクイ ツクイ伊勢原東大竹 | 26.5 | % |
| 事業所名 | ケアセンター高森荘 | 12.2 | % |

福祉用具貸与

| | | | |
|---------------------|------------------------|------|---|
| 全体における福祉用具貸与の計画数の割合 | 65.0 | % | |
| 事業所名 | 有限会社ケアフルホーム | 35.3 | % |
| 事業所名 | 株式会社メディケアー メディケアセンター平塚 | 16.0 | % |
| 事業所名 | 株式会社けやきサポート | 11.7 | % |

地域密着型通所介護

| | | | |
|------------------------|---------------------|------|---|
| 全体における地域密着型通所介護の計画数の割合 | 10.0 | % | |
| 事業所名 | 有限会社天使の手 デイサービス天使の手 | 27.2 | % |
| 事業所名 | アクティブプラザ愛甲石田 | 13.6 | % |
| 事業所名 | 株式会社サロンディ サロンディ厚木 | 13.6 | % |

14. 医療法人社団 佑樹会の概要

(1) 法人の概要

| | |
|---------|---|
| 名称・法人種別 | 医療法人社団 佑樹会 |
| 代表者名 | 理事長 福地 佑樹 |
| 所在地・連絡先 | (住所) 東京都昭島市中神町1345番1 (電話) 042-549-0707 (FAX) 042-549-1231 |

(2) 事業所

| | |
|------|---------------------------|
| 事業所名 | (1) 介護老人保健施設 なごみの里 |
| | (2) 介護老人保健施設 ふれあいの里 |
| | (3) 介護老人保健施設 めぐみの里 |
| | (4) 介護老人保健施設 ひまわりの里 |
| | (5) 介護老人保健施設 あゆみの里 ※ 当事業所 |
| | (6) 居宅介護支援事業所 ふれあいの里 |
| | (7) 居宅介護支援事業所 めぐみの里 |
| | (8) 居宅介護支援事業所 ひまわりの里 |
| | (9) 居宅介護支援事業所 あゆみの里 |

(3) 各事業所のサービス

| | |
|-----|--|
| (1) | 施設サービス・短期入所療養介護（介護予防含む） 通所リハビリテーション（介護予防を含む） 訪問リハビリテーション |
| (2) | 施設サービス・短期入所療養介護（介護予防含む） 通所リハビリテーション（介護予防を含む） |
| (3) | 施設サービス・短期入所療養介護（介護予防含む） 通所リハビリテーション（介護予防を含む） |
| (4) | 施設サービス・短期入所療養介護（介護予防含む） 通所リハビリテーション（介護予防を含む） |
| (5) | 施設サービス・短期入所療養介護（介護予防含む） 通所リハビリテーション（介護予防を含む） |
| (6) | 居宅介護支援 |
| (7) | 居宅介護支援 |
| (8) | 居宅介護支援 |
| (9) | 居宅介護支援 |

本書2通を作成し、利用者、事業者が1通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の契約終結にあたり、利用者に対して重要事項及びサービス割合について説明いたしました。

令和 年 月 日

【事業所】 住所 神奈川県伊勢原市石田 1710 番地
事業所名 医療法人社団 佑樹会
居宅介護支援事業所 あゆみの里

説明者 印

私は、事業者から居宅介護支援についての重要事項及びサービス割合等について説明を受け、同意し交付を受けました。

令和 年 月 日

【利用者】 住 所

氏 名

【代理人または立会人】 住 所

氏 名

要介護（要支援）認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただけません。
- また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただけません。

※地域包括支援センターより業務委託を受ける場合を除く

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。（地域包括支援センターより業務委託を受ける場合を除く）
- 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

サービス提供の標準的な流れ

